

介護職員等処遇改善加算についての情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か制度の変更が行われてきました。令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該等加算を算定するにあたり、

1. 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること
2. 介護職員等処遇改善加算の職場環境登用件に関し、複数の取り組みを行っていること
3. 介護職員等処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見得る化」を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

3の「見得る化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用し新加算の取得状況・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして以下の通り公表致します。